

# 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記入例

様式第107の2

## 雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護) 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	4900-102030-4	③ フリガナ	テキヨウ ユウコ	④ 休業等を開始した日の年 月 日	平成 30 11 5
② 事業所番号	4900-000111-0	休業等を開始した者の氏名	適用優子	年 月 日	
⑤ 名称	株式会社 雇用保険 立川支店		⑥ 休業等を開始した者の住所又は居所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3	
事業所所在地	立川市金町1-9-21		電話番号	(04)2992-8609	
電話番号	042-525-8609				
この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。					自筆による署名 た者の確認印又は 休業等を開始し
住所	東京都千代田区霞が関1-2-2				
事業主氏名	株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎 (印)				
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等					
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期におおける賃金支払日数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額	
休業等を開始した日	11月5日			A	B
				計	
10月5日～休業等を開始した日の前日	0日	10月21日～休業等を開始した日の前日	0日	0	
7月5日～8月4日	25日	7月21日～8月20日	9日	90,000	自30.7.30 至30.11.4 98日間出産のため 賃金支払なし
6月5日～7月4日	30日	6月21日～7月20日	30日	300,000	
5月5日～6月4日	31日	5月21日～6月20日	31日	300,000	
4月5日～5月4日	30日	4月21日～5月20日	30日	300,000	
3月5日～4月4日	31日	3月21日～4月20日	31日	300,000	
2月5日～3月4日	28日	2月21日～3月20日	28日	300,000	
1月5日～2月4日	31日	1月21日～2月20日	31日	300,000	
12月5日～1月4日	31日	月 日～ 月 日	日		
11月5日～12月4日	30日	月 日～ 月 日	日		
10月5日～11月4日	31日	月 日～ 月 日	日		
9月5日～10月4日	30日	月 日～ 月 日	日		
8月5日～9月4日	31日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日		
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日		
⑫ 賃金に関する特記事項					休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号 号)
⑬ (休業開始時における)雇用期間	① 定めなし      □ 定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)				
※ 公共職業安定所記載欄					

雇用保険法施行規則第14条の4第1項の規定により被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えて下さい。  
 本手続は電子申請による申請も可能です。なお、本手続について、電子申請により行う場合には、被保険者が休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。また、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号	賃金月額証明書等 受領印	※ 所長 次長 課長 係長 係
		(印)			

**[例示説明]**

- ・平成30年11月5日に育児休業を開始する場合 (平成30年9月9日出産)
- ・賃金締切日が各月20日